

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 28 日

指宿市長 打越 明司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

指宿市【指宿地域，山川地域，開聞地域，新西方地域】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法 人 8 6 経営体

個 人 7 5 7 経営体

集落営農 0 組 織

○地域の耕地面積 2, 9 8 8. 4 h a

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を有効に活用するうえ、中心となる経営体に農地の集積を進めていく。また、農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構への貸し付けの推進を図る。

6. 今後の地域農業のあり方

新規就農者の定着支援事業等により、今後、地域の中心となりえる経営体の確保を図っていく。

また、農地中間管理事業を有効に活用し、中心となる経営体への農地集積・集約化を図るとともに、作業効率の向上やコスト低減により地域農業の維持・発展に努める。